

# ～ レンタル機補償制度について ～

## レンタル機を安心してご利用いただくために

株式会社シーティーエスでは、レンタル機をご利用中に発生した、不慮の事故においても、お客様のご負担を極力少なくするべく、ご利用中の事故等によって、高額な修理が必要となった際、当社が機器ごとに定める「修理免責金額」を超える費用につきましては当社にてご負担いたします。

※補償料をお支払いいただくことにより本補償制度がご利用可能となります。

### ◇レンタル機補償制度の概要

#### 1. 対象となる機器

- (1) システム機器：モバ電、モバイルルーター、ネットワークカメラ、MFP 等
  - (2) 測量計測機器：MDTS、TS、レベル、DT、レーザー製品、GNSS、プリズム 等
- ※その他対象機器の詳細については弊社営業担当にお問い合わせください。

#### 2. 補償される損害について

- 火災、水漏れ、落雷による過電圧、盗難による損害
- 善良な管理のもとで発生した、落下・転倒などによる破損

#### 3. 補償されない損害について

- 日本国外における上記2. の事故による損害
- お客様等の故意または重過失による損害、使用人等の不正行為による損害
- 詐欺・横領・置き忘れ・紛失による損害、差押え・没収・破壊等公権力の行使による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらに起因する津波・火災・水災による損害
- 自然災害（台風・暴風雨・豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れなど）による損害
- 機器の事故により発生する二次的損害への補償は対象外

#### 4. 事故発生ときは・・・

レンタル機のご利用中に事故が発生したときは、その損害額に関係なく、直ちに弊社へご連絡を頂き、速やかに必要書類の提出をお願いいたします。

- (1) 連絡内容：①事故発生の日時・場所 ②事故の原因 ③事故のあった物件名及び損害程度  
④連絡先及びご担当者名

- (2) 補償適用可否の判断に必要な書類：下表をご参照ください。

	分破損時	全破損時	火災時	盗難時	落雷時
事故発生報告書	○	○	○	○	○
修理見積書	○	○	○		○
事故写真	○	○	○		○
り災証明書			○		
盗難届				○	
雷電証明					○

※必要に応じて○印以外の書類提出にご協力をお願いいたします。

※一部の提出書類は弊社でご用意いたします。

※機器ごとの修理免責金額等につきましては、弊社営業担当にお問い合わせください。